

## 「たき火・野焼き」による火災が急増！！

東近江行政組合消防本部管内では、平成30年中に86件の火災が発生しています。その中でも「たき火・野焼き」による火災が急増しています。



令和元年も同様で、「たき火・野焼き」を原因とする火災が増加しています。原因としては、風が強く乾燥した日にたき火や野焼きが行われ、風にあおられ周囲の可燃物に着火したことや消火の確認をせずにその場を離れ延焼したことが挙げられます。



## 消防署への届出について

「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」は、東近江行政組合火災予防条例に基づき事前に消防署への届出が必要になります。（電話等により、口頭で届け出ることもできます。）

なお、この届出は、事前に焼却行為を把握し、誤報により消防機関が出動するなどの混乱を避けるためのものであり、**届出を受理することにより、他の法令に係る焼却行為を許可するものではありません。**

気象状況等により危険と判断される場合や、煙、異臭等による苦情が寄せられた場合、煙等による交通障害が認められる場合など、火災予防上必要と認められる場合は、焼却の禁止、制限、消火等を要請することがありますので、ご協力をお願いします。

## 野外焼却（野焼き）は禁止されています！

野外焼却（野焼き）については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2の規定により原則禁止となっています。

農業・林業・漁業などを営むためにやむを得ず行う「例外的に認められる焼却」であっても、量、風向き、時間帯など最低限のマナーと周辺への心配りが必要です。野外焼却（野焼き）については、各市町のホームページや窓口へお問い合わせください。

- ・ 近江八幡市市民部環境課 TEL 0748-36-5509 FAX 0748-36-5882

[「野外焼却（野焼き）は禁止されています！」](#)

- ・ 東近江市市民環境部廃棄物対策課 TEL 0748-24-5636 FAX 0748-24-5692

[「野焼きは法律で禁止されています」](#)

- ・ 日野町住民課生活環境交通担当 TEL 0748-52-6578 FAX 0748-52-2003

[「ごみの野外焼却（野焼き）は法律で禁止されています」](#)

- ・ 竜王町生活安全課 TEL 0748-58-3703 FAX 0748-58-2573

- ・ 愛荘町くらし安全環境課 TEL 0749-42-7699 FAX 0749-42-7377

## 屋外で火を取り扱う際には、次の内容に注意しましょう！

- (1) 空気が乾燥しているときや風の強いときは、焼却を行わないこと。
- (2) できるだけ複数人で実施すること。
- (3) 消火器、水バケツ、スコップ等の消火用具を用意して行うこと。
- (4) 焼却中はそばから離れないこと。
- (5) 焼却後は、必ず消火を確認すること。
- (6) 一度に多量の焼却は行わないこと。
- (7) 付近住民の迷惑や交通障害とならないように行うこと。
- (8) 日没までに終了し、夜間の焼却は行わないこと。
- (9) 着火しにくい服装で実施すること。
- (10) 急激に燃え広がるなどし、消火できなくなった場合は、すみやかに119番通報すること。